

資金管理業務等に関するインボイス制度についての問い合わせ

2023年7月31日現在

1. 制度関係に関する問い合わせ

質問 1

インボイス制度とはなにか？

回答 1

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の「仕入税額控除」の方式である「適格請求書等保存方式」のことを言います。

詳細につきましては、国税庁（最寄りの税務署等）にお問い合わせください。

もしくは国税庁の「[インボイス制度 特設サイト](#)」をご覧ください。

質問 2

なぜインボイス制度が導入されるのか？

回答 2

国税庁（最寄りの税務署等）にお問い合わせください。

もしくは国税庁の「[インボイス制度 特設サイト](#)」をご覧ください。

質問 3

インボイス制度はいつから始まるのか？

回答 3

2023年10月1日となっております。

詳細につきましては、国税庁（最寄りの税務署等）にお問い合わせください。

もしくは国税庁の「[インボイス制度 特設サイト](#)」をご覧ください。

質問 4

「適格請求書発行事業者」として登録しない場合、罰則はあるのか？

回答 4

国税庁（最寄りの税務署等）にお問い合わせください。

もしくは国税庁の「[インボイス制度 特設サイト](#)」をご覧ください。

質問 5

「適格請求書発行事業者」として登録する/しない場合のメリット/デメリットはなにか？

回答 5

国税庁（最寄りの税務署等）にお問い合わせください。
もしくは国税庁の「[インボイス制度 特設サイト](#)」をご覧ください。

2. 自動車リサイクル関連への問い合わせ

質問 6

リサイクル料金の適格請求書対応について教えて欲しい。

回答 6

資金管理料金、情報管理料金、再資源化等預託金について、取引日・発行者が異なることや適格請求書の記載事項を考慮した上で、それぞれ個別に適格請求書を発行します。

資金管理料金、情報管理料金については、公益財団法人 自動車リサイクル促進センター（JARC）が発行者として適格請求書を発行します。

再資源化等預託金については、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（JARC）が、各自動車メーカー等に代わり、媒介者として適格請求書を発行します。なお、適格請求書の発行方法については、適格請求書発行専用サイトからダウンロードしていただく予定です。システム操作方法等につきましては、本サイト[【共通のお知らせ】リサイクル料金の「適格請求書」ダウンロード方法に関するご案内](#)にてご確認ください。

質問 7

再資源化等預託金の適格請求書はなぜ公益財団法人 自動車リサイクル促進センター（JARC）が発行しているのか？

回答 7

本来、各自動車メーカー等で発行すべきところではありますが、廃車のタイミングおよび修正が必要となるタイミングを各自動車メーカー等では把握することができないため、これらの情報を一括で管理しているリサイクルシステムで発行することが制度上スムーズに対応できることや、ユーザーの混乱等を考慮して、国税、主務官庁および各自動車メーカー等と協議のうえ、媒介者として委託を受けて交付することとなりました。

質問 8

資金管理料金、情報管理料金の適格請求書の発行日はいつになるのか？

回答 8

資金管理料金（新車・引取どちらも）は預託日、情報管理料金は廃車日（マニフェスト発行日）となります。

質問 9

再資源化等預託金の適格請求書の発行日はいつになるのか？

回答 9

廃車日（マニフェスト発行日）となります。なお、修正インボイスについては、3 物品の処理が全て完了した日（変更日）となります。

質問 10

再資源化等預託金の修正インボイスとはなにか？

回答 10

3 物品全ての処理完結後、事故や廃ガラ輸出等により特預金が生じ、当初発行された金額から変更があった場合のみ発行するものになります。特預金になった処理費用については、不課税取引となります。

質問 11

資金管理料金・情報管理料金・再資源化等預託金の消費税の扱いはどうなるのか？

回答 11

資金管理料金・情報管理料金・再資源化等預託金の消費税は課税仕入となります。ただし、費用処理する時点が、資金管理料金と情報管理料金・再資源化等預託金では異なりますので注意が必要です。

資金管理料金につきましては、新車購入時（または、引取時）に支払った時点で費用処理していただくため、消費税につきましても支払った時点での課税仕入となります。

一方、情報管理料金・再資源化等預託金につきましては、使用済自動車として引取業者に引き渡した時点での費用処理となるため、消費税につきましても引き渡し時点が課税仕入となります。

質問 12

現行のリサイクル券は適格請求書として取扱い可能か？

回答 12

リサイクル券は適格請求書の記載要件を満たしておりません。別途、適格請求書発行専用のサイトにてダウンロードして頂く予定です。システム操作方法等につきましては、本サイト[【共通のお知らせ】リサイクル料金の「適格請求書」ダウンロード方法に関するご案内](#)にてご確認ください。

質問 13

インボイス制度が始まると自動車リサイクル/関連事業者/自動車所有者にどのような影響があるのか？

回答 13

リサイクル料金の取引において、仕入税額控除の適用を受ける場合には、適格請求書の保存が必要となります。

質問 14

インボイス制度開始に伴う会計処理について知りたい。

回答 14

会計処理は現行と変わりません。
仕入税額控除の適用を受ける場合には、適格請求書等の保存が必要となります。

質問 15

委託手数料の適格請求書を公益財団法人 自動車リサイクル促進センター (JARC) に対して発行する必要はあるのか？

回答 15

引取業者様での発行は不要です。詳細については、自動車リサイクルコンタクトセンター (050-3786-7755) までお問合せください。

質問 16

経過措置について、自動車リサイクルではどのような扱いになるのでしょうか？

回答 16

適格請求書発行事業者以外（免税事業者・非登録事業者等）の者からの課税仕入れについて、制度開始後 6 年間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。自動車メーカー・インポーター等のうち上記に該当する事業者についても同様の経過措置が適用されます。

インボイス制度上の経過措置の詳細につきましては、国税庁（最寄りの税務署等）にお問い合わせください。

もしくは国税庁の「[インボイス制度 特設サイト](#)」をご覧ください。

質問 17

消費税の端数調整について教えて欲しい。

回答 17

端数処理は切り捨てでの処理を想定しています

質問 18

通知用メールアドレスに登録しないとどうなるのか？

回答 18

適格請求書の記載内容に変更があった場合、お知らせすることができません。連絡可能なメールアドレスを登録いただきますようお願いします。

質問 19

通知用メールアドレスに登録したアドレスが変更になった場合はどうしたらいいか？

回答 19

改めてインボイス発行画面より通知用メールアドレスを登録いただければ、変更後のメールアドレスに通知いたします。

質問 20

自動車購入者、最終所有者に対して、適格請求書をダウンロードするように案内する必要はあるのか？

回答 20

必要とされる方へご案内をお願いいたします。自動車購入者、最終所有者に代わって貴社にてダウンロードし、お渡しいただいても結構です。システム操作方法等につきましては、本サイト[【共通のお知らせ】リサイクル料金の「適格請求書」ダウンロード方法に関するご案内](#)にてご確認ください。

質問 21

中古車販売時および購入時のリサイクル料金に係る適格請求書の保管について教えて欲しい。

回答 21

中古車販売時および購入時に収受するリサイクル預託金相当額*は、非課税取引となります。その為、適格請求書の交付・保管も必要ございません。

詳しくは、顧問税理士・公認会計士にご確認ください。

*シュレッダーダスト料金・フロン類料金・エアバッグ類料金・情報管理料金
